

# 新1年生のみなさんへ 学芸員資格について

担当教員：教育学部生涯学習学科 堀切

学芸員とは

博物館（郷土博物館、美術館、文学館、歴史資料館、科学館…など）で、専門的な仕事をする職種です。

学芸員資格とは

学芸員になるための資格。博物館法によって定められている国家資格。

学芸員資格を取るには（学生便覧も参照）

大学で、学芸員資格取得に必要な科目（下記、9科目19単位）をすべて履修して単位を修得し、大学を卒業する（学士）と、学芸員資格を得ることができます。 \*医師免許のような、国家試験を通る必要はありません。

学芸員になるには

学芸員資格を持っていても、実際に学芸員になれるわけではありません。各地の博物館が募集する採用試験に合格して、そのうえで「学芸員に任ずる」という辞令をもらって初めて学芸員になることができます。（任用資格）

\* 教員免許を持っていても、教員採用試験に合格しないと教員になれないのと同じ。

学芸員の募集はたいへん少なく、あった場合もその採用試験は何十倍という競争率なので、学芸員資格を持っていても、実際に学芸員になるのはとても難しいのが現状です（ただ日本中のどこかでは随時募集しているので、地域を選ばなければなれることもあります）。また最近是非常勤職員での採用が多いです。

学芸員資格を取る意味

- ・履歴書の資格欄に、「学芸員資格」と記入することができます。
- ・一般企業や行政組織に就職した場合でも、学芸員資格を持っていることによって、文化的な部署への配属が有利になることもあります。
- ・生涯学習社会の到来のなかで、博物館や学芸員の視点を通して学んでおくことは、これらからの人生において有益でしょう。

学芸員資格関係の授業を履修するさいの注意

- ・詳しくは学生便覧や、下記科目のシラバスをよく読んでください。
- ・できるだけ次の配当年次にそって単位を修得して行ってください。なかでも「博物館概論」は、他の授業の入門的な内容なので、可能な限り1年次に取っておいてください。

1年次「博物館概論」 2年次「博物館資料論」「博物館教育論」

3年次「生涯学習概論」「博物館経営論」「博物館展示論」「博物館情報・メディア論」

4年次「博物館資料保存論」「博物館実習」

- ・これらの中で「博物館実習」は、以下のとおり、履修できる条件を設けています。

「博物館概論」を履修済みであること。かつ「博物館資料論」「博物館経営論」「博物館教育論」のすべてで「良」以上を修めていること（未修であったり、「可」「不可」を取った場合は受講できない）。

\*つまり、9科目のうちわずか3科目で、少なくとも平均点ぐらいいは取ってくださいということです。この最低限の履修条件を満たせない場合は、「博物館実習」を受けることはできず、結果的に在学中に学芸員の資格を取ることはできなくなります。

質問、相談、問い合わせ先：

- ・教育学部・堀切まで。（研究室は草薙校舎A515） メールアドレス：horikiri@sz.tokoha-u.ac.jp